

第12回八街市農業委員会総会

平成28年12月16日
八街市農業委員会

平成28年第12回農業委員会総会

平成28年12月16日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 9. 森 邦央 | 16. 日暮 守信 |
| 2. 船木 勝利 | 10. 武藤 功 | 17. 石井とよ子 |
| 3. 岩品 要助 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木 勝雄 |
| 4. 池田 寿男 | 12. 宇都木邦雄 | 19. 保谷 俊雄 |
| 6. 林 和弘 | 13. 中村 勝行 | 20. 金子 正弘 |
| 7. 山本 重文 | 14. 長野 猛志 | 21. 中川 利夫 |
| 8. 高橋 猛 | 15. 小川 正夫 | 22. 三須 裕司 |

2. 欠席者

5. 貫井 正美

3. 事務局

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 川崎 義之 | 主 査 | 宮内 清志 |
| 副 主 幹 | 梅澤 孝行 | 主 査 補 | 浅井 久子 |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地競（公）売買受適格者証明の交付について（農地法第3条）
議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定に
ついて
議案第6号 農用地利用集積計画の承認について

5. その他

○川崎事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

○三須会長

平成28年第12回総会にあたり、年末の大変お忙しい中、多数の委員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。なお、本日もまた、班長以上の方に総会前の2時より出席いただきまして、農業委員改選についての協議をいただきました。ご苦労さまでした。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で13件、農地競(公)売買受適格者証明1件、農地認定1件、農用地利用集積計画5件、総件数で20件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は21名です。委員の定数の半数以上に達しておりますので、総会は成立いたしました。なお、貫井委員より欠席の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

○川崎事務局長

会務報告をいたします。

11月20日火曜日、午前9時より第39回八街市産業祭、八街中学校にて三須会長に出席いただきました。

11月25日金曜日、午前10時、転用事実確認現地調査、森副部長、中村委員で行いました。

12月5日月曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査、中川副会長、武藤副部長、長野委員で行いました。

12月13日火曜日、午後1時半より部会現地調査、武藤副部長、池田委員、中村委員、金子委員で行いました。

なお、12月14日水曜日に予定しておりました部会面接調査は案件がなかったため中止となりました。

以上でございます。

○三須会長

次に、議事録署名人の選出についてですが、議長から指名することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は議席番号17番、石井委員、18番、鈴木委員をお願いいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○梅澤副主幹

それでは、議案書3ページをごらんください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可

申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、榎戸字居下、地目、田、面積3筆合計で5、166平方メートル。権利者事由は、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由は、相続財産管理人として、当該農地を売却したい。

番号2、区分、地上権、所在、八街字外満木山、地目、畑、面積2筆合計で1、117平方メートル。権利者事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由は、権利者から要望されたため。なお、本件は議案第3号、5番に関連しています。

番号3、区分、地上権、所在、八街字外満木山、地目、畑、面積517平方メートル。権利者事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由は、権利者から要望されたため。なお、本件は議案第3号、6番に関連しております。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。議案第1号、2番については議案第3号、5番に、議案第1号、3番については議案第3号、6番に関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けてから採決いたします。

最初に、議案第1号、1番について、これは私の担当地域でありますので、私の方から報告いたします。

○三須会長

議案第1号、1番、農地法第3条の申請に係る調査結果について、報告いたします。

申請地については、JR榎戸駅より北東に約500メートルに位置しております。境界は確定しております。現況は遊休農地となっております。進入路は市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告いたします。権利者の所有している主な農機具はトラクター2台、耕運機2台、田植え機1台、軽トラック1台です。労力は権利者と母親で経営しております。雇用はいません。年間農業従事日数は権利者が180日、母親が30日です。また、技術力があり、面積要件については下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しております。過去3年にわたって、農業経営規模を縮小させるような行為を行った事実はありません。また、周辺地区における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他の参考となる事項として、営農計画は稲作を作付けする計画です。通作距離は自宅から申請地まで500メートル、徒歩で3分です。

以上の内容のことから、権利者は世帯員と権利取得後において耕作に必要な農業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用することが認められ、農地法第3条第2項の不許可基準に該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われま

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、採決いたします。

議案第1号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員ですので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字笹引地先、地目、畑、当初計画面積3,421平方メートルのうち0.23平方メートルほか2筆の一部、計3筆の合計面積9,660平方メートルのうち35.25平方メートルです。変更計画後の面積は、3筆の合計面積9,660平方メートルのうち35.38平方メートルです。当初計画の目的、営農型太陽光発電設備用地です。計画変更の事由は、現在、親名義の農地で耕作し、上部で営農型太陽光発電事業を行っている権利者が、営農規模を拡大し、営農型太陽光発電事業区域を変更するものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農地に該当いたします。なお、本件は議案第3号、4番に関連しております。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたが、この計画変更は議案第3号、4番に関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けた後、採決いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字立合松南地先、地目、畑、面積4,064平方メートルのうち269.52平方メートルです。区分は使用貸借です。転用目的は専用住宅用地です。転用事由は、アパート住まいの権利者が、子どもの成長に伴い手狭なため、親から当該申請地を借りて住宅を

建築し、移り住むものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号2、所在、朝日字梅里地先、地目、畑、面積2,518平方メートルです。区分は売買です。転用目的は事務所及び車両置場用地です。転用事由は、市内で運送業を営む権利者が市内で借地している車両置場を返却し、利便性のよい当該申請地に事務所を設置し、車両置場として利用するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。なお、本件は1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨を意見に付すことが妥当と思われま

す。番号3、八街字枅形地先、地目、畑、面積817平方メートルです。区分は贈与です。転用目的は保育園用地です。転用事由は、自宅脇の当該申請地に保育園を建築し、認可保育園事業として市内の待機児童解消に貢献したいというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号4は議案第2号、1番で説明済みですので、省略いたします。

番号5、番号6は、同一状況により、合わせてご説明いたします。

番号5、所在、八街字外満木山、地目、畑、面積575平方メートルのうち0.35平方メートルほか1筆の一部、計2筆の合計面積1,117平方メートルのうち0.70平方メートルです。

番号6、所在、地目同じく、面積517平方メートルのうち0.35平方メートルです。区分は一時転用で、使用貸借です。転用目的は営農型太陽光発電設備用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農地に該当いたします。なお、本件は議案第1号、2番、3番にそれぞれ関連しております。

番号7、所在、八街字西林地先、地目、畑、面積3,772平方メートルのうち1,548.92平方メートルです。区分は賃貸借です。転用目的は資材置場拡張用地です。転用事由は、土木工事業を営む権利者が、事業の拡大に伴い申請地に隣接する既存の資材置場が手狭になってきたため、当該申請地を資材置場として拡張するものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号8と番号9は、同一事業で関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号8、所在、砂字瀬田入地先、地目、畑、面積5,202平方メートルのうち935平方メートルです。

番号9、所在、砂字離山地先、地目、畑、面積2,836平方メートルのうち315平方メートルです。区分は一時転用です。転用目的は進入路用地です。転用事由は、埋め立ての造成工事に伴い大型車が通行できないため、当該申請地を進入路として一時的に利用するものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断され、

一部、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農地に該当します。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

最初に、議案第3号、1番を鈴木部長、お願いいたします。

○鈴木部長

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の番号1の使用貸借ですけれども、親子関係で子どもが住んでいるところが手狭になったということで、親の持っている畑を借りて、そこに住宅を建てるということなんです。この場所は朝陽小学校から北東に約1.5キロメートル離れたところの市道に接続されている場所で、周りの畑は全部親の畑でありまして、今まであまりここを耕作された形跡がないです。そういう中でも、男親が大工をやっている、この周りの畑は結構荒れているところがありまして、そういう中で子どもがここの土地を借りて専用住宅を建てるということで、一般基準ですけれども、妥当性として、269平方メートルの土地を借りて、約60平方メートルの家を建てるということですので、何ら問題はないと思います。資金計画ですけれども、借入と自己資金。水関係ですけど、用水は井戸を掘って、排水は、蒸発散装置を作って、それで処理するというので、周りは、農家が3件のところで、ほとんど畑ですので、何ら問題ないと思います。

以上、報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第3号、2番を宇都木委員、お願いいたします。

○宇都木委員

議案第3号、2番について、調査報告をさせていただきます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より東に2.5キロメートルに位置し、八街三里塚線に面した生産性の低い土地でございます。農地区分としては、事務指針28ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は事務所及び車両置場用地として申請されました。現在、市内で運送業を営んでおりますが、既存の車両置場が市内で借地利用をしておりますので、ここは借地料が高額で、会社の負担になっているとのことから、今後、返却をして、大型トラック車両の出入りに利用しやすい大通り沿いのよい条件のこの申請地に事業所を移転することになります。資金につきましては借入金で行う計画です。造成計画ですが、敷地内は砕石で敷き固め、アスファルト舗装を行うとのことです。周辺農地の営農条件への支障につきましては、敷地周囲をブロックで囲い、雨水の隣接する農地への流出を防ぐとのことです。隣接農地への日照、通風の影響はありません。雨水、排水につきましては、雨水、排水は調整池を敷地内に設置し、処理するとのことです。汚水、雑排水は合併浄化槽で処理し、市道側溝に接続、放流をいたします。防災計画につきましては、交通量の多い道路なので、工事車両の出入りに特に注意をする。工事中は騒音、ごみの飛散などのないように注意をする。施工後もトラック車両の

出入りに注意をするとのことであります。

以上のことから、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第3号、3番を武藤副部長、お願いいたします。

○武藤副部長

議案第3号、3番について、調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南西へ約2.3キロメートル、公衆用道路に接しております。農地区分ですが、事務指針25ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地との判断ですが、事務指針30ページ②の㉔の(エ)による例外に該当すると判断いたしました。現在、保育施設がありますが、手狭なことと耐震設備が整っていないため、自己資金にて新たに施設を建て直し、事業を開始したいと考えています。計画では、0歳児3名、1歳児6名、2歳児10名、保育士は常勤4名及び補助3名を配置するとのことです。現地番で利用するため、土砂の搬入はありません。周囲にブロック積を施工し、雨水等が流れ出すことはありません。用水は市営水道、雨水は雨水浸透枳、汚水、雑排水は、小型合併浄化槽を設置し、市水路に放流します。周辺には農地耕作者はありません。なお、現在ある保育園は宅地内と思

い、農地転用の許可をとらず保育施設として利用してしまい、始末書が添付されておりました。今回、この場所も拡張分と合わせて申請しており、これらのことにより、何ら問題はないと思います。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第3号、4番を岩品副部長、お願いいたします。

○岩品副部長

それでは、議案第3号、4番についての調査報告を申し上げます。なお、この案件は議案第2号、1番と関連していますので、一括で報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は笹引小学校西側約300メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業振興地域内にある第1種農地と思われま

す。ただし、事務指針29ページ、①の㉔(ア)に該当する特例と判断しました。権利者は現在、親の所有する農地で、既にブルーベリー栽培をしながら太陽光発電事業を行っています。現在の太陽光パネルは1,540枚で、今後308枚のパネルを増設し、その下でブルーベリー栽培を行うための申請です。権利者の計画変更の理由としては、当初計画どおりブルーベリー栽培も太陽光発電事業も順調に経過しているものの、今後15年から20年という長期的に考えますと、設備の老朽化に伴い現在の発電出力が維持できない可能性もあり、所有する農地についても若干の余裕があるため、規模拡大をしたいとのことです。資金については自己資金と借入金で賄う計画です。

次に、周辺農地への被害防除計画ですが、当初計画の設備を設置し1年が経過しており、日照、通風、雨水など、問題ないものと思われま

く管理されています。

以上のことから、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第3号、5番、6番、7番を保谷委員にお願いいたします。

○保谷委員

議案第3号、5番、6番は、関連していますので、一括で調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より西方向に約10キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分として、農振農用地内にある農地ですが、事務指針29ページ、①の㉔の(ア)の例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は営農型太陽光発電設備用地ということですが、申請面積は5番、0.35平方メートル、パネル400枚、杭152本、支柱2本。6番、0.35平方メートル、パネル200枚、杭76本、支柱1本であり、面積は妥当と思われま

す。資金の確保につきまして、自己資金及び借入金で賄う計画となっております。事業計画について、造成や埋め立て等はせず、設備作業の効率化を目的として整地のみ行う。用水なし。雨水は敷地内自然浸透。汚水、排水はなし。防災計画は工事中。接道を走行する車両や人に十分注意を払い、事故のないよう注意する。周辺の農地の営農条件の被害防除対策は、隣接する農地への土砂流出及び農作物の侵入を防ぐため、素掘り側溝を講じる。日照についても、太陽光パネルの高さが2メートルの高さがあるため、影響はありません。通風に関しても、太陽光設備に空間があるため、問題はありません。被害防除対策は、近隣へは隣接する方面への草刈り、ダイカンドラのほかへの侵入を防ぐということになっておりますので、周辺の農地の営農状況に支障を来すことはないと思われま

す。事業計画について、隣接所有者に確認をしたところ、説明を受けて了解しているとのことでした。また、申請用地は土地改良受益地ではありません。必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。続きまして、関連しております議案第1号、2番、3番は農地法第3条、地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺農地に係る営農条件に支障はなく、当該農地の賃借人の同意を得ているため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分に合わせる

ことが望ましいと思っておりますので、最終決定については会長専決で処理してはどうかと思

○三須会長

次に、議案第3号、7番について、保谷委員、お願いいたします。

○保谷委員

議案第3号、7番について、調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地は八街市役所より西方向に約6キロメートルに位置し、八街市道に

面しており、進入路は確保されております。農地区分として、事務指針25ページ、②の①に該当するため第1種農地ですが、事務指針31ページ、②の③の(オ)の例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場用地ということですが、申請面積は1,548.9平方メートルであり、面積は妥当と思われます。資金の確保につきまして、自己資金で賄う計画となっております。事業計画について、事業者は土木工事の請負をしており、現在、通路等に駐車している作業員及び下請作業員の駐車場新設、北側隣接の宅地の土地所有者の要望があり、緑地帯を設けたい。砕石等を大量に購入することによりコストダウンしたいため、現在の資材置場では手狭なため、申請地は既存の施設の隣接にあり利便性が高いため、選定したとのこと。造成計画は盛り土にて整地のみで、用水はなし。雨水は自然浸透。排水、雑排水はなし。防災計画は工事中。通学時間帯は資材の搬出入は行わないようにする。周辺農地の営農条件の被害防除対策計画について、日照、通風の影響はありません。現地番で利用するため、土砂の流出等はありません。なお、事業計画について隣接所有者に確認したところ、説明を受けて了解しているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われます。必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第3号、8番、9番について、山本委員、お願いいたします。

○山本委員

議案第3号、8番、9番について、説明いたします。

まず、立地基準ですが、市役所より南へ約6キロメートル、八街南中学校から西へ約100メートルのところ、市道に接道しております。農地の区分ですが、農振農用地に該当します。事務指針29ページ、①の③の(ア)の例外に該当すると思われます。

続きまして、一般基準ですが、まず、事業計画の面積の妥当性としては、進入路ということで、適当と思われます。現在、畑の部分に山砂を敷き、鉄板を上に乗せて、トラックが入れるようにするというものです。土地の選定理由は、その道を作らなければ現在の公衆用道路ではトラックでの搬入は不可能ということで、必要性が感じられます。続きまして、用水ですが、雨水、排水は敷地内にて自然浸透で処理する。用水、排水はなし。防災計画ですが、施工後の通行路として状態を維持できるよう管理に努め、障害が発生した場合には速やかに対応する。周辺農地へは、高さを合わせるとともに、使用中は管理を徹底して行うということですので、特別問題はないと思われますが、現地に行って調査をしたところ、事前着工をしてございまして、申請書類を見ましたところ、始末書ということで、「今般の申請時である農地において、本来であれば農地法上の許可を受けてから使用するところ、私の農地法上の手続に関する理解不足により許可を得ずに進入路として転用を行ってしまいました。今後はこのようなことのないよう法令遵守に努めてまいりますので、今般の農地法第5条申請に係る一時転用許可をいた

だけですよう、よろしくお願ひ申し上げます。」ということで始末書が添付されております。それで、進入路としての一時転用なので、業者さんには注意していただいて、許可相当ではないかと判断いたしました。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願ひいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、採決いたします。

最初に、議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については、都市計画法との調整を条件に、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、4番及び関連であります議案第2号、1番についてを一括して採決いたします。

議案第3号、4番及び議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第3号、4番及び議案第2号、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、8番及び9番については、関連しておりますので、一括して採決いたします。

議案第3号、8番及び9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、8番及び9番については許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第3号、5番の関連であります。議案第1号、2番、同じく議案第3号、6番の関連であります。議案第1号、3番の担当委員の調査報告は許可相当です。いずれの案件も5条一時転用に関連していることから、知事の処分に合わせて会長専決として処理してよろしいか、意見がありましたら、今後の事務処理につきましては会長専決としてよろしいか、お諮りいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

ここで休憩をいたします。

休憩 午後3時42分

再開 午後3時55分

○三須会長

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第4号、農地競(公)売買受適格者証明の交付について(農地法第3条)を議題といたします。

事務局、説明願います。

○梅澤副主幹

それでは、議案書7ページをごらんください。議案第4号、農地競（公）売買受適格者証明の交付について（農地法第3条）についてです。

番号1、所在、八街字西林、地目、畑、面積、2筆合計で1,363平方メートル。申請事由は、農業経営の規模を拡大したい。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

○保谷委員

議案第4号、1番、農地法第3条、農地競（公）売買受適格者証明の交付について、調査報告を申し上げます。

申請地は榎戸駅より南西方向に2.5キロメートル。境界はコンクリート杭。現況は雑草が繁茂している。進入路は所有者の農地と隣接している。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告します。申請者の所有している主な農機具は農機具3台、トラクター2台、トラック1台です。労働力は申請者及び世帯員が2名です。年間農業従事日数は、申請者200日、世帯員300日です。また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営の規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用確保についても支障はありません。その他の参考となる事項として、営農計画は野菜を予定しております。通作距離は自宅から200メートル、徒歩約3分で、問題はありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員等の権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含め全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項に該当しないことから、許可相当と判断し、買受適格者証明を交付しても何ら問題ないものと判断いたします。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

○三須会長

質疑がないようでしたら、質疑を打ち切り、採決いたします。

最初に、議案第4号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については承認することで決定いたします。

次に、議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてをご説明いたします。

表をごらんください。先月に引き続き、農地利用状況調査時に現況が山林・原野化している等、農地に復元して利用することが著しく困難なものとして、国の定める基準に従って非農地と判断するか否かを対象とした土地であります。調査日につきましては、転用事実確認と合わせて12月5日に、中川副会長、武藤副部長、長野委員、事務局からは私、宮内で実施いたしました。調査結果は、表に示したとおり、合計12筆、1万9,531.25平方メートルを非農地と判断し、本件につきまして認定を求めるものです。今後も引き続き地区別に順次調査を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

○小川委員

宮内主査にお尋ねしますが、これはどういう手順で回って行って、税金は当然高くなるでしょうが、ご説明いただけますか。

○宮内主査

予定ですが、地区別に転用事実確認の近いところから今までちょっと実施したのですが、担当委員がいるグループに対して、現地の方は確認するような日程で進めております。なお、利用状況調査につきましては、現在、航空写真等で判断し、実際に事前に事務局の方で行ったときに、ほとんど山林と区別がつかないような、山林の中に入っちゃっている筆とか、原野としてかなり年数が経過しており、機械とか人力とかでは復元が難しいようなところ。今後もこの先農地として耕作が見込めないような土地を抽出しております。なお、税金につきましては、この議案書が課税課の方にも合議で回っておりますので、課税課の方でも実際にこの表のところを担当職員が現地を確認して、それにあわせて現況地目を更生するという手続を踏むこととなっております。

○三須会長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

ないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第5号は承認することに決定いたします。

次に、議案第6号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○梅澤副主幹

それでは、議案書の9ページをごらんください。

議案第6号、農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成28年12月9日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、1番より説明いたします。

番号1、所在、小谷流字牛ヶ池尻、地目、畑、面積5,985平方メートル。利用権の種類は使用貸借、期間は5年、新規です。なお、権利者につきましては新規就農となります。

番号2、所在、大木字吉山、地目、畑、面積4筆合計で4,480平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は3年、再設定です。

番号3、所在、東吉田字鶴ヶ沢入、地目、畑、面積1万2,836平方メートル。利用権の種類は使用貸借、期間は5年、新規です。

続きまして、番号4、所在、吉倉字新田、地目、畑、面積4筆合計で7,000平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

続きまして、10ページになります。番号5、所在、吉倉字前山、地目、山林現況畑が6筆合計で1万624平方メートル。所在、吉倉字瀬田入、地目、畑、面積2,716平方メートル、合計7筆で面積1万3,340平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は10年、新規となります。

なお、ただいまご説明いたしました1番から5番につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号、1番から5番までについて、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番から5番までについては承認することに決定いたします。

その他、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○川崎事務局長

では、私の方から来月の予定を申し上げます。

12月22日木曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査を行います。鈴木部長、内藤委員、小川委員、お願いいたします。

1月5日木曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査、林部長、船木委員、日暮委員、お願いいたします。

1月13日金曜日、午後1時半より部会現地調査、農政部会第1班の委員の皆様、お願いいたします。

1月16日月曜日、午後1時半より部会面接調査、農政部会第1班の委員の皆様、お願いいたします。第1会議室で行います。

1月18日水曜日、定例総会、全委員の皆様をお願いいたします。第1会議室で行います。

1月25日水曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査、中川副会長、岩品委員、石井委員、お願いいたします。

なお、総会開始時刻につきましては、総会開催通知を確認してくださるようお願いいたします。

以上でございます。

閉会を宣す。（午後4時09分）

議事録署名人

議 長

1 7 番

1 8 番